

西宮市自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにかかる基本方針

○ 本市での自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにおける「自立」とは

**利用者本人の尊厳が保持され、自己決定に基づいて主体的に暮らすこと。**

○ 自立の類型

- 「自立」は個人個人によって異なります。利用者本人の状態像で例えると、突然の病や不慮の事故等によって障害を抱えた人で、今は身の回りの事を他者に支えてもらいたいが、将来は支えなく暮らしたいと願い、介護を必要としない生活を目指す等、自分のことを自分で出来るという「**行為の自立**」から、加齢や認知症や難病、精神疾患等を抱えた人で、他者より幅広く支えを受けながら、それまでの生き方や価値観、今大切にしている思いや暮らしを実現したいと願い、そのために自分のことは自分で決めるという「**決定の自立**」までを含むものを「自立」の概念として捉えられます。
- また、「行為の自立」には、介護が必要になっても心身の状況に応じて自分でできることを可能な限り維持し、増やしていく「**身体的・精神的自立**」だけではなく、家庭内での役割や地域とのつながり、他者との交流や活動を大切にした暮らしをする「**社会的自立**」などが含まれます。

○ 自立支援とは

- このような自立に向けて支援するには、利用者本人の自己決定を尊重することが重要であるため、利用者本人が適切な情報提供や支援を通して自己決定ができる環境を整えることが必要です。
- そのためにも、自立支援において基本となるのは、その人の意思に寄り添い、伴走して行う支援であり、「自己決定支援」と同義となります。
- 利用者本人が発する言葉が都度異なる場合や、実際の状態と大きく異なった意向等がある場合には、その理由や背景を分析し、適宜、多職種がチームとなって働きかけ等を行いながら、自己決定支援を行います。また、自立への意欲を失っている場合は、本人の想いを引き出し、理由を分析し、意欲を高める方法等を検討して行きます。
- さらに、家族等、利用者本人以外の意向が強くなる状況においても、本人の意思を尊重し、本人の自立支援に向けて、家族や地域等本人を取り巻く環境に対する働きかけについても検討する必要があります。
- そして、上記を踏まえた利用者本人や背景となる環境についての評価を丁寧に行い、現状に応じた目標を設定し、介護サービスのみならず医療やインフォーマルサービス等をも含めて、自立に向けた支援を本人・多職種・支援者がチームとして、ケアプランを検討することが大切です。
- 以上のように、ケアマネジメント機能を活用して、利用者本人の意思決定を支え、利用者本人の望む暮らしとなるよう、状況に則した身体的・精神的・社会的等の側面から総合的に「自立を支援」することが求められます。

○ 介護保険法の基本理念と基本方針の目的

- 介護保険法では、基本理念・目的として、本人の「個人の尊厳」を保ち、「本人の有する能力に応じた自立支援と重度化防止」に向けて医療と介護が連携しながら、「本人の選択に基づく適切なサービス提供」が行われなければならないことが記されている（介護保険法第1条、第2条）。
- 国民にも、「介護予防」、「健康増進」、「有する能力の維持向上」に努めることが求められている（介護保険法第4条）。
- これらの介護保険法の基本理念・目的に基づき、利用者本人の身体的、精神的な健康を目指し、家庭での役割や社会への参加など、利用者本人が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、個々がおもつ能力と経験を生かして、生涯にわたり主体的に自分らしく安心した日常生活を送るよう支援するためには、質の高いケアマネジメントが必要である。
- 全てのケアプラン作成者が介護保険法の理念・目的を理解し、ケアマネジメントを通じて本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるまち」の実現のためケアマネジメントの基本方針を定める。

○ 居宅介護支援の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにかかる基本方針

「西宮市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき、次のとおり示す。

1. ケアマネジメントは、可能な限り利用者本人の住まいで、利用者本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援すること。
2. 利用者本人の心身の状況や環境等を評価、課題分析を行なったうえで、生きがいや役割を持って生活できるよう、利用者本人の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう支援すること。
3. 利用者本人の意思や人格を尊重し、常に利用者本人の立場に立って、利用者本人に提供されるサービス等が特定の種類・事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
4. 事業の運営では、西宮市、西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）、他の関連事業所、医療機関、在宅療養相談支援センター等との連携に努めること。
5. 利用者本人の人権擁護、虐待防止等のため、必要な対策をとること。
6. ケアマネジメント上、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。

○ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの基本方針

「西宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び「西宮市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱」ならびに「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」に基づき、次のとおり示す。

1. ケアマネジメントは、可能な限り利用者本人の住まいおよび住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み、利用者本人が介護予防及び健康の維持・増進を意識して生活の質を維持・向上させることができるように支援すること。
2. 利用者本人の心身の状況や環境等を評価、課題分析を行なったうえで、自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者本人が必要な保健医療・福祉サービスを主体的に選択し、目標の達成に取り組んでいけるよう支援すること。また、利用者本人の日常生活上の困りごとに対して、心身機能の改善だけでなく、地域活動や就業、ボランティア、趣味活動等の場へ通い続ける等、生きがいや役割を持って生活できるよう、「心身機能」「活動」「参加」のバランスを意識して支援すること。
3. 利用者本人の意思及び人格を尊重し、常に利用者本人の立場に立って、利用者本人に提供されるサービス等が特定の種類・事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこと。
4. 事業の運営では、西宮市、西宮市高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）、他の関連事業所、医療機関、地域活動グループ、在宅療養相談支援センター等との連携に努めること。
5. 利用者本人の人権擁護、虐待防止等のため、必要な対策をとること。
6. ケアマネジメント上、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めること。